受付印

法人市民税　減免申請書　（提出用）

年　　月　　日

神戸市市税事務所長　宛

＊マイナンバー制度の開始に伴い、従来の「法人番号」は「管理番号」と名称が変更されました。

管理番号	

法人の名称			
代表者(及び清算人)の氏名		法人番号	
市内の主たる事務所等の所在地	神戸市　　区		

法人市民税の減免の適用を受けたいので、神戸市市税条例第34条の規定に基づき、申請します。

1．課税標準の算定期間（事業年度又は連結事業年度）

年　月　日から　年　月　日まで

2．納期限

年　月　日

3．減免を受けようとする期間

年　月　日から　年　月　日まで

4．減免を受けようとする理由等

減免を受けようとする理由 [該当分を〇で囲んでください]	• 清算中　• 神戸市市税条例施行規則 第15条の2第（　）項第（　）号の法人

表外（下）の ※ をご参照ください。

5．減免を受けようとする額・納付均等割額

減免の対象となる均等割額（申告税額）	①	円
課税標準算定期間中に区内に事務所等が存した月数	②	月
当該事務所等について減免を受けようとする月数	③	月
予定・中間申告で減免された均等割額	④	円
減免される均等割額 （①×③／②×減免割合）－④　＊100円未満の端数切上げ	⑤	円
差引　納付均等割額（①－⑤）	⑥	円

※ (1) 次の法人等は、均等割額が全額免除になります。

- 法人税割額を課されない納税貯蓄組合、自治会等（神戸市市税条例施行規則第15条の2第4項(1)～(5)）
- 収益事業を行わない特定非営利活動法人（同規則第15条の2第5項）
- 収益事業を行わない非営利型一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人（同規則第15条の2第6項）

(2) 清算中の期間は、均等割額の1/2を減免します。（神戸市市税条例第33条第3項第1号）